

令和5年度善通寺市職員採用試験案内

【行政事務】 【土木】 【建築】 【消防】

<申込受付期間> 令和5年6月 5日(月)9時~令和5年6月23日(金)17時まで

<第1次試験日> 令和5年7月30日(日)

<第1次試験会場> 四国学院大学

1. 試験区分、採用予定人員及び受験資格

試験区分 (職種)		採用予定 人員	受験資格
A	行政事務	5名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人
B	土木	1名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校において土木に関する専門課程を履修した人又は同等の資格があると認める人(令和6年3月31日までに履修する見込みの人を含む。)
C	建築	1名程度	昭和63年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法に基づく大学、短期大学、高等専門学校若しくは高等学校において建築に関する専門課程を履修した人又は同等の資格があると認める人(令和6年3月31日までに履修する見込みの人を含む。)
D	消防	1名程度	平成6年4月2日以降に生まれた人で、準中型自動車(車両総重量3.5トン以上7.5トン未満)を運転できる免許(オートマチック車限定不可)を取得している人又は令和6年3月31日までに取得する見込みの人で、かつ、令和5年3月31日以前において香川県内で住民登録をしたことがあり、採用後、善通寺市内に居住することができる人

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 善通寺市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人

※ 令和5年度(令和5年7月31日から令和6年3月31日までの間)において実施する善通寺市職員採用試験を重複して受験することはできません。

2. 試験の方法

試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とします。

(1) 第1次試験

教養試験 (択一式)		一般的知識及び知能について試験を行います。 対象：A から D の試験区分共通	
専門試験 (択一式)		職種に応じて必要な専門知識について試験を行います。 出題分野は以下のとおりです。	
		対 象	出題分野
		A 行政事務	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学、国際関係
		B 土 木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、土木計画（都市計画を含む。）、材料・施工
C 建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画（都市計画、建築法規を含む。）、建築設備、建築施工		
体力試験		職務を遂行するために必要な体力について試験を行います。 対象：D 消防	
適性検査		公務員として職務遂行上必要な素質、適性について検査を行います。 対象：A から D の試験区分共通	

(2) 第2次試験（予定）

口述試験	個別面接により行います。 対象：A から D の試験区分共通
------	-----------------------------------

(3) 第3次試験（予定）

口述試験	集団面接により行います。 対象：A から D の試験区分共通
------	-----------------------------------

3. 試験の日時及び場所

区 分	試 験 日	受 付 開 始	場 所
【第1次試験】 A 行政事務 B 土 木 C 建 築 D 消 防	令和5年7月30日（日）	午前8時30分	普通寺市文京町三丁目2番1号 四国学院大学
【第2次試験】	詳細は第1次試験合格者に通知します。		
【第3次試験】	詳細は第2次試験合格者に通知します。		

4. 給 与 等

- (1) 初任給は、善通寺市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定に基づき、学歴、免許、経験等により決定し、このほか期末手当及び勤勉手当が支給されます。また、支給要件に該当する人には、扶養手当、通勤手当、住居手当等も支給されます。

《参考》 令和5年4月1日現在の初任給

行 政 事 務	(大学新規卒業)	: 191,700円
土 木	(大学新規卒業)	: 191,700円
建 築	(大学新規卒業)	: 191,700円
消 防	(大学新規卒業)	: 198,500円

- (2) 勤務は、完全週休2日制で月曜日から金曜日までの5日間、1日7時間45分です。
ただし、部門・職種によっては、変則勤務となる場合があります。

5. 採 用 等

- (1) この試験の合格者は、採用候補者名簿に登載し、その中から成績順に採用の予定です。
また、合格者のほかに補欠合格者を決定することがありますが、補欠合格者は、欠員等が生じた場合に限り、採用の対象となります。
なお、採用候補者名簿の有効期間は、最終合格決定の日から1年間です。
採用予定日現在において受験資格要件を満たしていない人、受験の申込み又は試験における虚偽若しくは不正が発覚した人等については、名簿から削除するものとします。
- (2) 採用日は、令和6年4月1日の予定です。
- (3) 地方公務員法第22条の規定により、採用の日から原則として6月の期間は、条件付採用期間とし、その間の勤務成績が良好な場合に正式採用となります。

6. 受験申込手続及び申込受付期間

- (1) 申 込 方 法 市のホームページの申込フォーム (LoGo フォーム) または QR コードにてアクセスし、受験申込内容を入力・送信してください。

<https://logoform.jp/form/RA3b/221873>

申込フォーム
QR コード



- (2) 受 付 期 間 令和5年6月5日(月)9時から令和5年6月23日(金)17時までに到着したものを受け付けます。受付期間内に申し込みが完了しなかった場合は、受験できません。
(受付期間中は24時間申し込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前はシステムが込み合う可能性があるため、余裕を持って申し込んでください。なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては一切責任を負いません。)
申込受付終了後、受験票及び受験当日の注意事項を送付します。試験日5日前までに受験票が到着しないときは、善通寺市役所総務部秘書広報課(電話0877-63-6301)までお問い合わせください。

7. 合格発表

受験者には試験結果を郵送で通知するほか、善通寺市ホームページで合格者の受験番号を掲示します。結果について、電話及び電子メール等でのお問い合わせにはお答えできません。

8. 試験成績通知書の請求

受験者本人が希望する場合には、不合格者に限り試験成績をお知らせします。

(1) 試験成績の通知内容

対象者	お知らせする内容
第1次試験	第1次試験の総合得点、総合順位及び受験者数
第2次試験	第2次試験の総合順位及び受験者数
第3次試験	第3次試験の総合順位及び受験者数

※第1次、第2次及び第3次試験それぞれの合格者には、試験成績はお知らせできません。

(2) 請求方法

善通寺市のホームページから『善通寺市職員採用試験成績通知請求書』を印刷し、必要事項を記入押印のうえ、返信用封筒（あて先を明記した長形3号封筒に朱書きで「試験成績請求」と記載し、84円切手を貼付け）と併せて、必ず受験者本人が直接秘書広報課へ持参し請求をしてください。

請求受付の際に、受験者本人である事を確認できる書類（受験票又は運転免許証等本人確認ができるもの）を提示していただきます。

『善通寺市職員採用試験成績通知請求書』は、秘書広報課にも用意しています。

(3) 請求に必要な書類等

- ① 善通寺市職員採用試験成績通知請求書（善通寺市のホームページから印刷したもの）
- ② 返信用封筒（長形3号封筒に84円切手を貼って宛先を明記したもの）
- ③ 本人確認書類（受験票又は運転免許証等）
- ④ 認印

(4) 請求期間

各試験の合格発表日の翌日から起算して30日

9. その他

(1) 受験に要する旅費等の経費は、一切受験者の負担とします。

(2) 台風などの事情により、試験場所及び日時が変更される場合があります。試験日程等を変更する場合は、善通寺市ホームページにおいてお知らせします。

(3) 試験当日に車椅子の使用を希望する場合など、受験に際して要望のある人はあらかじめ申し出てください。

(4) 試験会場の四国学院大学には受験者用駐車場がありませんので、自家用車で来場する場合は市役所駐車場をご利用ください。

(5) 提出された書類は、合格、不合格にかかわらず返還しません。提出された書類に記載された個人情報、採用試験の遂行のためにのみ使用します。

(6) 受験申込手続等の不明な点は、善通寺市役所総務部秘書広報課（電話 0877-63-6301）まで、お問い合わせください。